株　主　各　位

証券コード　1400
平成28年２月26日

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
三井花桐ビル４階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　西岡　孝

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素よりご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年３月16日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕
　当社指定の議決権行使ウェブサイト〔http://www.e-sokai.jp〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、49頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
　なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月17日（木曜日）午前10時30分

２．場　　所　東京都新宿区新宿六丁目14番１号
新宿文化センター　小ホール
（会場は昨年開催の定時株主総会と同じでございます。
詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第16期（自平成27年１月１日至平成27年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（自平成27年１月１日至平成27年12月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役４名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ruden.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果等を背景に企業収益の改善がみられ、それが雇用・所得環境の改善をもたらすなか、景気は緩やかな回復基調が続いていますが、海外景気の下振れリスクや消費者マインドの持ち直しにかげりがみられるなど、一部に弱さもみられる動きとなりました。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場におきましては、平成27年の年間供給が前年に比べ9.9％減の40,449戸（民間調査機関調べ）となり、当連結会計年度において厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に努め、販管費の継続的な見直しを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,703百万円（前連結会計年度比8.6％増）、営業利益は46百万円（同75.3％減）、経常利益は130百万円（同30.7％減）、当期純利益39百万円（同75.0％減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ハウスケア事業におきましては、密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場が厳しい状況で推移したことで、前年比での物件獲得戸数が減少し、更には顧客単価も減少したために、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に注力いたしましたが、非常に厳しい状況で推移いたしました。

この結果、ハウスケア事業の売上高は872百万円（前連結会計年度比20.2％減）、営業利益は141百万円（同50.2％減）となりました。

ビル総合管理事業におきましては、官公庁の業務獲得やＭ＆Ａにより売上増はいたしましたが、得意先の減額や現場人件費の高騰に伴う経費増が

あり、予想通りの利益を上げることはできませんでした。

この結果、ビル総合管理事業の売上高は1,165百万円（同19.5%増）、営業利益は69百万円（同7.2%減）となりました。

総合不動産事業におきましては、期中に仕入れた物件の売却も、ほぼ予定通りに進み、比較的順調に推移いたしました。

この結果、総合不動産事業の売上高は665百万円（同58.1%増）、営業利益は58百万円（前連結会計年度は営業損失0百万円）となりました。

事業区分	第15期（平成26年12月期）		第16期（平成27年12月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ハウスケア事業	1,092,610	43.9	872,288	32.3	△220,321	△20.2
ビル総合管理事業	975,538	39.2	1,165,692	43.1	190,153	19.5
総合不動産事業	420,775	16.9	665,214	24.6	244,438	58.1
合計	2,488,924	100.0	2,703,194	100.0	214,270	8.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、１百万円であります。

その主なものは、車両１百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメントは、平成27年７月１日付で株式会社ツーエムの全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第13期 (平成24年12月期)	第14期 (平成25年12月期)	第15期 (平成26年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	2,558,076	2,904,560	2,488,924	2,703,194
経 常 利 益(千円)	145,032	110,111	188,378	130,506
当期純利益又は当期純損失(△)　(千円)	△77,523	259,801	158,712	39,602
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)　(円)	△8.75	26.54	15.85	3.96
総　資　産(千円)	1,561,339	1,725,460	2,148,649	2,080,616
純　資　産(千円)	1,123,077	1,485,633	1,684,050	1,799,795
１株当たり純資産額　(円)	126.74	147.47	163.35	167.31

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は平成26年２月13日開催の取締役会において、平成26年３月25日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
なお、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)及び１株当たり純資産額を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第13期 (平成24年12月期)	第14期 (平成25年12月期)	第15期 (平成26年12月期)	第16期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	168,000	168,000	168,000	216,000
経 常 利 益(千円)	39,837	42,790	15,366	95,973
当 期 純 利 益(千円)	9,966	81,707	52,693	97,973
１株当たり当期純利益(円)	1.12	8.35	5.26	9.79
総　資　産(千円)	1,267,734	1,628,615	1,721,787	1,849,667
純　資　産(千円)	1,115,668	1,299,852	1,391,923	1,566,018
１株当たり純資産額　(円)	125.91	128.91	134.17	143.96

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は平成26年２月13日開催の取締役会において、平成26年３月25日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
なお、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ルーデン・ライフサービス	98,500千円	100%	新築マンションのコーティング等
株式会社エルトレード	50,000千円	100%	マンション販売代理、不動産売買等
株式会社ルーデン・ビルマネジメント	30,000千円	100%	総合ビルメンテナンス
株式会社ツーエム	20,000千円	100%	総合ビルメンテナンス

（注）平成27年７月１日に当社の連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメントは、株式会社ツーエムの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、基幹事業であるコーティング事業を再生し、充実した活動を行っております。その周辺事業領域での収益獲得を、その経営戦略として継続してまいります。

また、総合不動産事業においては、仕入物件の更なる見極め及び販路の拡大を行い確実な収益を継続して得られるようにするとともに、機動的な事業活動を展開してまいります。

当社グループは収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、既存事業（ハウスケア事業）の季節性並びに特定販路への依存を改善し、また更なる営業・施工業務の効率性・有用性の向上を図るなど、以下のような経営基盤の確立に向けた施策を実施してまいります。

①ハウスケア事業の既存事業のうち特に収益性の高いものについて、その営業販路を、既存の新築マンション市場はもとより、中古マンション市場及び戸建住宅への販路拡大を推し進めてまいります。

②ハウスケア事業のリフォームについては、アウトソーシングを積極的に活用し、収益率の向上を図ってまいります。

③ハウスケア事業の一部として、ニーズの高いCO2削減等の環境問題に直結する新しい商材を組み入れ、季節性への課題に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、ハウスケア事業、ビル総合管理事業及び総合不動産事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

①ハウスケア事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ライフサービスは、新築住宅をターゲットとして、そのデベロッパー及び管理会社に対し、内覧会のプロデュースや竣工検査の代行を行うとともに、入居されるエンドユーザーに対し、住居の壁や天井等の居住空間（浴室・洗面所・キッチンの水回り等含む）に当社独自のブランド「ルーデン・プレミアムセラフィックス」を用い安全性が高く、抗菌性（通常の生活環境にいる細菌69菌、真菌159菌を抑止）、防カビ効果、消臭効果に優れたコーティングを行っております。このコーティング剤は、光触媒と違い暗い室内でも多孔質のセラミック膜が、VOC対策、防汚性等にも機能を発揮します。

新築住宅を主なターゲットとして、そのデベロッパーに対し、モデルルームの設備手配の代行、インテリア関連商品、家電商品などの生活関連商品などの卸を行うとともに、入居されるないしは既に入居されているエンドユーザーに対し、ルームコーディネートサービスとして、インテリア関連商品、家電商品などの生活関連商品の販売を行っております。

②ビル総合管理事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社ツーエムは、事業用ビルの管理及びマンション管理（清掃管理・設備管理・保守管理・営繕管理等）のビルメンテナンスを行っております。また、首都圏及び都内23区内の公共施設の清掃・設備管理も委託されております。

③総合不動産事業

連結子会社である株式会社エルトレードは、デベロッパーとしてエンドユーザー向けに居住用マンションの「ラヴォアシリーズ」、投資用マンションの「ラステュディオシリーズ」の企画・開発・分譲を行っております。居住用の「ラヴォアシリーズ」では「ラヴォア荻窪」を分譲し、完売しております。投資用マンションの「ラステュディオシリーズ」では「ラステュディオ押上」、「ラステュディオ新橋」を分譲し、完売しております。今後も都心部を中心に利便性の高い立地を厳選し、外観やデザインにこだわり、充実した設備・仕様など高品質で資産価値の高いマンションを開発・提供してまいります。

更に近年は、都心部の収益物件の売買にも注力しており、賃貸中の小規模ビルやアパート、区分マンションや事務所、店舗を積極的に取得して不動産再生ビジネスを行っております。その他、一戸建の開発やマンションのリノベーション、分譲用地の買収など不動産関連事業全般を行っております。

(6) 主要な事業所及び営業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区

② 子会社

株式会社ルーデン・ライフサービス	東京都新宿区
東日本営業部	東京都新宿区
西日本営業部	大阪府大阪市淀川区
株式会社エルトレード	東京都渋谷区
株式会社ルーデン・ビルマネジメント	東京都新宿区
株式会社ツーエム	東京都調布市

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ハウスケア事業	37 (6) 名	12名減 (6名減)
ビル総合管理事業	22 (457) 名	1名増(68名増)
総合不動産事業	2 (－) 名	－ (－)
全社（共通）	3 (1) 名	－ (－)
合計	64 (464) 名	11名減(62名増)

(注) 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．使用人数のパート及び嘱託社員が前連結会計年度末と比べて、62名増加しましたのは、平成27年７月１日付で当社の連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメントが株式会社ツーエムの全株式を取得し、同社を連結子会社としたことが主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3 (1) 名	－ (－)	46.8歳	7.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況(平成27年12月31日現在)

① 発行可能株式総数　19,767,200株
② 発行済株式の総数　10,011,300株
③ 単元株式数　100株
④ 株主数　1,846名
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
フォレスト・フォールディング株式会社	2,587,200株	25.84%
株式会社ウエスト	1,230,000株	12.28%
株式会社イーストアンドウエスト	1,015,600株	10.14%
森　利子	449,500株	4.48%
西岡　江美	350,000株	3.49%
西岡　勇人	350,000株	3.49%
西岡　夏奈子	350,000株	3.49%
株式会社カプセルデヴィジョン	254,900株	2.54%
株式会社ピーチジャム	250,000株	2.49%
西塚　美紀	200,000株	1.99%

（注）持株比率は自己株式（200株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西岡 孝	株式会社ルーデン・ビルマネジメント代表取締役 株式会社ツーエム代表取締役
取締役会長	西岡 進	株式会社ウエスト代表取締役 ヴィジョン・ウエスト株式会社代表取締役 株式会社日本ライフクリエイト取締役
取締役	佐々木 悟	管理本部長 株式会社ルーデン・ライフサービス代表取締役 株式会社ルーデン・ビルマネジメント取締役 株式会社エルトレード取締役
取締役	丸山一郎	弁護士 東京晴和法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	小菅龍之介	行政書士 国土緑化株式会社監査役 オフィス装備株式会社監査役 株式会社ルーデン・ライフサービス監査役 株式会社エルトレード監査役 小菅総合事務所代表
監査役	山田 努	税理士 山田努税理事務所　代表 株式会社イーストアンドウエスト監査役 株式会社日本ライフクリエイト監査役 株式会社カプセルデヴィジョン監査役 株式会社ウエスト監査役 株式会社ピーチジャム監査役 株式会社東京セキュリティ監査役 株式会社ランドネットワーク監査役
監査役	小山信二郎	弁護士、税理士 市ヶ谷総合法律事務所　代表 AET債権回収株式会社取締役

（注）1.取締役丸山一郎氏は、社外取締役であります。
2.監査役山田努氏及び監査役小山信二郎氏は、社外監査役であります。
3.社外監査役山田努氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役山田努氏は、税理士の資格を有しております。
4.社外監査役小山信二郎氏は、以下のとおり、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役小山信二郎氏は、弁護士及び税理士の資格を有しております。
5.当社は、取締役丸山一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、平成22年4月13日に同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給員数	報酬額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	48百万円 （1百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6百万円 （2百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （3名）	54百万円 （3百万円）

（注）1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.取締役の報酬額は、平成14年2月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3.監査役の報酬額は、平成16年5月28日開催の臨時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項
イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
・取締役丸山一郎氏は、東京晴和法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、東京晴和法律事務所との間に特別な関係はありません。
・監査役山田努氏は、山田努税理事務所の代表であります。当社は、山田努税理事務所との間に特別な関係はありません。また、山田努氏は、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社日本ライフクリエイト、株式会社カプセルデヴィジョン、株式会社ウエスト、株式会社ピーチジャム、株式会社東京セキュリティ及び株式会社ランドネットワークの監査役であります。株式会社ウエストは、当社の議決権を12.28%、株式会社イーストアンドウエストは、当社の議決権を10.14%、株式会社カプセルデヴィジョンは、当社の議決権を2.54%、株式会社ピーチジャムは、当社の議決権を2.49%保有する大株主であります。株式会社ウエスト、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社日本ライフクリエイト及び株式会社カプセルデヴィジョンは、当社と関連当事者の関係であります。株式会社東京セキュリティ、株式会社ピーチジャム及び株式会社ランドネットワークとの間に特別な関係はありません。
・監査役小山信二郎氏は、市ヶ谷総合法律事務所の代表及びAET債権回収株式会社の取締役であります。当社は、市ヶ谷総合法律事務所及びAET債権回収株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　丸　山　一　郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。弁護士の資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　山　田　　努	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の税務関連について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　小　山　信二郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。弁護士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の行政関連について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役丸山一郎氏は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役山田努氏及び監査役小山信二郎氏は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　霞友有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,250千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行条項、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を決定することといたします。監査役会は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価の額として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程をはじめ社内規程により、管理責任者、保管方法、保存期間を定めており、適時、運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、常時当該情報等の閲覧が可能としている。

② 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ＣＳＲ委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築する。

災害時の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。

③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行する。

当社及び当社グループの取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行する。

④ 当社及び当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役社長の直轄委員会として当社グループの取締役・使用人で成り立つＣＳＲ委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を維新する。

その他取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する社内規定・運用等を定期的に見直し、整備する。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関し定期的に監査を実施する。

監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

監査役は会計監査人及び監査室と密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任の監査役業務補助者を置くものとし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事異動にあたっては、監査役会と事前に協議を行い、取締役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社の取締役・執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

子会社の取締役・使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社内部監査室、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施し、また、当社では複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる社外監査役を選任し、取締役会から独立した体制を敷いている。

⑨　取締役・使用人全員の信頼性のある財務報告を重視するための体制

当社及び当社グループ内のすべての取締役及び使用人は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）への適切な整備及び運用をする。

⑩　適正な財務報告を実現するための体制

一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性の確保に努める。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

市民社会の秩序を脅かす反社会的勢力に対し断固、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除する。企業活動における社会的責任を果たすことを基本方針とする。企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、多年度にわたり業務の適正化を図るために必要な体制作りとして「内部統制システムの整備」を毎年取締役会の決議としております。

当事業年度の開始時に、過去3カ年連続に当社グループの全社員が一同に集合し、グループ全体の方向性や業務方針の統制をはかる目的で、合同会議を開催しております。また、中長期経営計画や各会社の役職者からの今後の事業に関する発表等を行い社内統制をはかっております。

当社及び当社グループの適正な業務の運用として、ＣＳＲ委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する報告、内部監査室より内部統制に関する整備・運用評価の報告、その他日々刻々と変化する環境に対応しうる体制の構築、実施をしております。

以上のことから、内部統制システムは適正に運用されているものと評価しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**1,965,479**	**流動負債**	**261,641**
現金及び預金	1,241,470	支払手形及び買掛金	12,087
受取手形及び売掛金	261,799	未払金	156,334
商品及び製品	344	未払法人税等	10,241
販売用不動産	159,885	預り金	19,934
原材料及び貯蔵品	2,166	売上値引引当金	82
前渡金	242,351	アフターコスト引当金	650
未収入金	36,567	その他	62,311
その他	20,963		
貸倒引当金	△68		
固定資産	**115,137**	**固定負債**	**19,180**
有形固定資産	**24,725**	退職給付に係る負債	6,799
建物及び構築物	93,754	その他	12,381
減価償却累計額	△78,112		
機械装置及び運搬具	4,917		
減価償却累計額	△3,199		
工具器具備品	11,412		
減価償却累計額	△9,627		
土地	3,248		
リース資産	6,760		
減価償却累計額	△4,427		
無形固定資産	**2,197**	**負債合計**	**280,821**
のれん	1,793	**純資産の部**	
その他	403	**株主資本**	**1,674,774**
投資その他の資産	**88,214**	資本金	1,782,061
投資有価証券	30,508	資本剰余金	314,414
破産更生債権等	621,464	利益剰余金	△421,411
出資金	181	自己株式	△290
損害賠償請求権	70,057	**その他の包括利益累計額**	**194**
その他	85,259	その他有価証券評価差額金	194
貸倒引当金	△691,543	**新株予約権**	**124,826**
投資損失引当金	△27,713	**純資産合計**	**1,799,795**
資産合計	**2,080,616**	**負債純資産合計**	**2,080,616**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,703,194
売上原価		1,725,025
売上総利益		978,169
販売費及び一般管理費		931,468
営業利益		46,700
営業外収益		
受取利息	11,491	
受取配当金	51	
貸倒引当金戻入益	78,227	
その他	3,368	93,139
営業外費用		
支払利息	156	
消費税控除対象額	5,315	
その他	3,861	9,333
経常利益		130,506
特別損失		
貸倒引当金繰入額	70,057	70,057
税金等調整前当期純利益		60,449
法人税、住民税及び事業税	18,842	
法人税等調整額	2,004	20,847
少数株主損益調整前当期純利益		39,602
当期純利益		39,602

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,782,061	314,414	△461,013	△290	1,635,172
当連結会計年度変動額					
当期純利益			39,602		39,602
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	39,602	－	39,602
当連結会計年度末残高	1,782,061	314,414	△421,411	△290	1,674,774

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	174	174	48,704	1,684,050
当連結会計年度変動額				
当期純利益				39,602
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	19	19	76,122	76,142
当連結会計年度変動額合計	19	19	76,122	115,744
当連結会計年度末残高	194	194	124,826	1,799,795

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　４社

・連結子会社の名称　株式会社ルーデン･ライフサービス
株式会社エルトレード
株式会社ルーデン･ビルマネジメント
株式会社ツーエム

・連結の範囲の変更　当連結会計年度から株式会社ツーエムを連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度中に当社の連結子会社である株式会社ルーデン･ビルマネジメントが株式会社ツーエムの全株式を取得し、同社を子会社としたことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

② 非連結子会社の状況　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項　該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品　先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料　先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・販売用不動産　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用してお

ります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法によっております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ニ．長期前払費用　定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　当社及び連結子会社４社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び連結子会社３社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．売上値引引当金　連結子会社１社は、将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ニ．アフターコスト引当金　連結子会社１社は、コーティング施工及びリフォーム工事等の無償保証費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ホ．投資損失引当金　　投資先に対して将来発生すると見込まれる損失に備えるため、その資産内容等を勘案して計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　　連結子会社１社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　税抜処理を採用しております。

ハ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間10年以内で均等償却しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,011,300株	－株	－株	10,011,300株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画等に照らして、必要な資金（主に第三者割当増資など）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を関連当事者より調達しております。なお、デリバティブ取引は現在利用しておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社連結子会社は、連結子会社各社における債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社連結子会社は、営業債権債務について、現金決済を原則としているため、金利変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び当社連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	1,241,470	1,241,470	－
(2)　受取手形及び売掛金	261,799		－
貸倒引当金（※１）	△68		－
	1,503,201	1,503,201	－
(3)　投資有価証券	30,508		－
投資損失引当金（※２）	△27,713		－
	2,795	2,795	－
資産計	1,505,996	1,505,996	－
(1)　支払手形及び買掛金	12,087	12,087	－
(2)　未払金	156,334	156,334	－
(3)　未払法人税等	10,241	10,241	－
負債計	178,662	178,662	－

（※１）　受取手形及び売掛金は、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）　投資有価証券は、個別に計上している投資損失引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)　現金及び預金、(2)　受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)　投資有価証券

これらの時価については、主に市場価格によっております。

負　債

(1)　支払手形及び買掛金、(2)　未払金、(3)　未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

５．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　167円31銭

(2) １株当たり当期純利益　3円96銭

７．重要な後発事象に関する注記

ストック・オプションについて

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり平成28年３月17日の当社第16回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

〈当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項〉

(新株予約権の内容)

① 株式の種類　普通株式

② 株式の数

1,000,000株または、割当日までに発行済株式総数が変動した場合には、割当日現在の当社発行済株式総数の10%（上限）

③ 新株予約権の総数

10,000個または、割当日までに発行済株式総数が変動した場合には、割当日現在の当社発行済株式総数の10%（上限）

④ 新株予約権の発行価額　無償

⑤ 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

⑥ １株当たりの払込金額

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（に1.03を乗じた金額）とし、１円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場

合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

⑦ 新株予約権の行使期間

新株予約権の付与決議日から４年を経過した日より６年以内とする。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記イ.の資本金等増加限度額から前記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

８．資産除去債務に関する注記

当社及び当社連結子会社４社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また現在のところ、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

ルーデン・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山崎　安通　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉田　恭治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーデン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年２月10日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を取締役会に委任することの承認を定時株主総会に求める議案の決議を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**1,443,584**	**流動負債**	**281,954**
現金及び預金	1,004,789	短期借入金	127,000
前渡金	320,351	未払金	11,377
前払費用	5,874	未払法人税等	5,244
短期貸付金	82,000	前受金	160
未収入金	30,320	預り金	128,436
その他	248	リース債務	777
固定資産	**406,082**	その他	8,959
有形固定資産	**3,317**	**固定負債**	**1,694**
建物及び構築物	7,584	長期リース債務	1,694
減価償却累計額	△6,831		
工具器具備品	2,329		
減価償却累計額	△2,046	**負債合計**	**283,648**
リース資産	3,700	**純資産の部**	
減価償却累計額	△1,418	**株主資本**	**1,441,192**
無形固定資産	**403**	**資本金**	**1,782,061**
その他	403	**資本剰余金**	**314,414**
投資その他の資産	**402,361**	資本準備金	314,414
投資有価証券	27,713	**利益剰余金**	**△654,993**
関係会社株式	379,600	その他利益剰余金	△654,993
破産更生債権等	616,403	別途積立金	110,000
敷金及び保証金	14,960	繰越利益剰余金	△764,993
ゴルフ会員権	7,800	**自己株式**	**△290**
貸倒引当金	△616,403	**新株予約権**	**124,826**
投資損失引当金	△27,713	**純資産合計**	**1,566,018**
資産合計	**1,849,667**	**負債純資産合計**	**1,849,667**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**216,000**
売上原価		**－**
売上総利益		**216,000**
販売費及び一般管理費		**209,699**
営業利益		**6,300**
営業外収益		
受取利息	15,697	
貸倒引当金戻入益	78,171	
その他	471	94,340
営業外費用		
支払利息	4,432	
その他	233	4,666
経常利益		**95,973**
税引前当期純利益		**95,973**
法人税、住民税及び事業税		△1,999
当期純利益		**97,973**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年１月１日
至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,782,061	314,414	314,414	110,000	△862,966	△752,966
当期変動額						
当期純利益					97,973	97,973
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	－	－	97,973	97,973
当期末残高	1,782,061	314,414	314,414	110,000	△764,993	△654,993

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△290	1,343,219	48,704	1,391,923
当期変動額				
当期純利益		97,973		97,973
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			76,122	76,122
当期変動額合計	－	97,973	76,122	174,095
当期末残高	△290	1,441,192	124,826	1,566,018

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
④ 長期前払費用	定額法 なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 投資損失引当金　　投資先に対して将来発生すると見込まれる損失に備えるため、その資産内容等を勘案して計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　税抜処理を採用しております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	192,320千円
短期金銭債務	258,178千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	216,000千円
② 営業取引以外の取引	10,341千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産（流動）	
一括償却資産損金算入限度超過額	18
未払事業税否認額	1,016
繰延税金資産（流動）小計	1,034
評価性引当額	△1,034
繰延税金資産（流動）合計	－
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金損金算入限度額	203,783
投資損失引当金繰入超過額	9,162
関係会社株式評価損	38,465
投資有価証券評価損	3,307
減損損失	1,105
繰越欠損金	225,103
その他	748
繰延税金資産（固定）小計	481,673
評価性引当額	△481,673
繰延税金資産（固定）合計	－

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	33.5%
住民税均等割	1.0%
繰越欠損金子法人使用額	13.9%
連結法人税個別帰属額（子法人負担分）	2.6%
子法人連結法人税及び復興特別法人税	△13.0%
評価性引当額の増減	△113.9%
税率変更の影響額	39.3%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.1%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%になります。この税率変更による影響額は軽微であります。

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ルーデン・ライフサービス	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	144,000	預り金	57,000
				受託金の返済	24,000	未払費用	479
				受託金の金利	1,214		
	株式会社ルーデン・ビルマネジメント	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	36,000		
				受託金の返済	10,000	短期借入金	127,000
				借入金の金利	1,904	預り金	69,000
				受託金の金利	1,184	未払費用	257
				本社家賃	1,777		
	株式会社エルトレード	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	36,000		
				不動産取得の前渡金	80,000	前渡金	80,000
				貸付金の回収	466,458	未収入金	13,582
				貸付金の金利	4,259	短期貸付金	82,000

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	株式会社エル・イー・マネジメント	―	資金の貸付等	貸付金の金利 未収利息に対する貸倒引当金戻入額	11,436 78,171	―	―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　143円96銭

(2) 1株当たり当期純利益　9円79銭

8．重要な後発事象に関する注記

ストック・オプションについて

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり平成28年３月17日の当社第16回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

〈当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項〉

(新株予約権の内容)

① 株式の種類　普通株式

② 株式の数

1,000,000株または、割当日までに発行済株式総数が変動した場合には、割当日現在の当社発行済株式総数の10%（上限）

③ 新株予約権の総数

10,000個または、割当日までに発行済株式総数が変動した場合には、割当日現在の当社発行済株式総数の10%（上限）

④ 新株予約権の発行価額　無償

⑤ 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

⑥ １株当たりの払込金額

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（に1.03を乗じた金額）とし、１円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

⑦ 新株予約権の行使期間

新株予約権の付与決議日から４年を経過した日より６年以内とする。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記イ.の資本金等増加限度額から前記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

９．資産除去債務に関する注記

賃貸借契約に基づき使用する事務所等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また現在のところ、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

ルーデン・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山崎　安通　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉田　恭治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年２月10日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を取締役会に委任することの承認を定時株主総会に求める議案の決議を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月19日

ルーデン・ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小菅 龍之介　㊞

社外監査役　山田　　努　㊞

社外監査役　小山 信二郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	西岡　孝（にしおか　たかし） （昭和21年５月４日生）	昭和45年３月　日本大学法学部　卒業 昭和45年４月　共信商事株式会社　入社 昭和51年８月　岡山大東住宅株式会社　取締役就任 昭和59年６月　菱和地所株式会社　取締役就任 昭和60年１月　株式会社菱和ライフクリエイト取締役就任（現クレアスライフ株式会社） 平成18年11月　株式会社日本ライフクリエイト取締役就任 平成20年５月　当社執行役員副社長 平成20年５月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント　代表取締役就任(現任) 平成20年５月　当社取締役就任 平成20年６月　当社代表取締役就任(現任) 平成27年７月　株式会社ツーエム　代表取締役就任(現任)	0株
2	西岡　進（にしおか　すすむ） （昭和29年４月28日生）	昭和48年10月　山下大島法律事務所　入所 昭和53年３月　中央大学　卒業 昭和58年８月　株式会社東京三洋ホーム　入社 昭和60年１月　株式会社菱和ライフクリエイト代表取締役就任（現クレアスライフ株式会社） 昭和61年８月　株式会社日本ライフクリエイト取締役就任（現任） 平成20年３月　ヴィジョン・ウエスト株式会社代表取締役就任（現任） 平成20年８月　当社取締役就任 平成20年８月　株式会社ウエスト　代表取締役就任（現任） 平成21年９月　当社取締役会長就任（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	佐々木（ささき） 悟（さとる） (昭和35年８月19日生)	昭和58年３月　中央大学　卒業 昭和58年４月　協立証券株式会社　入社（現エイチ・エス証券株式会社） 平成20年５月　当社執行役員　経営戦略室付 平成20年７月　当社管理本部長（現任） 平成20年８月　当社取締役就任（現任） 平成21年４月　株式会社エルトレード取締役就任（現任） 平成21年５月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント　取締役就任（現任） 平成22年１月　株式会社ルーデン・ライフサービス　代表取締役就任（現任）	0株
4	丸山（まるやま） 一郎（いちろう） (昭和38年４月21日生)	昭和61年３月　慶應義塾大学　卒業 平成４年３月　ＢＭＣソフトウエア株式会社　入社 平成12年10月　ジョンソン＆ウェスターフィールド法律事務所　入所 平成15年10月　弁護士登録　丸山法律事務所　入所 平成18年10月　東京中央総合法律事務所　パートナー弁護士として設立 平成19年５月　当社社外取締役就任(現任) 平成24年１月　東京晴和法律事務所　パートナー弁護士として設立（現任）	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山一郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 丸山一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に直接経営に関与した経験がありませんが、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と幅広い見識及び会社経営の経験を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。
4. 丸山一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年10ヶ月であります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は丸山一郎氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
なお、丸山一郎氏の再任が承認された場合、当社は丸山一郎氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役小菅龍之介氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
こ　すげりゅう　の　すけ 小菅龍之介 （昭和22年６月25日生）	昭和45年３月　日本大学法学部　卒業 昭和45年３月　細田法律事務所　入所 昭和47年４月　山根法律事務所　入所 昭和49年８月　柴田法律事務所　入所 昭和56年５月　国土緑化株式会社監査役就任（現任） 平成20年９月　当社常勤監査役就任（現任） 平成23年10月　小菅総合事務所　代表（現任） 平成24年３月　株式会社ルーデン・ライフサービス監査役就任（現任） 平成24年３月　株式会社エルトレード監査役就任（現任） 平成26年８月　オフィス装備株式会社監査役就任（現任）	0株

（注）　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役及び監査役に対する発行は報酬等（会社法第361条）に該当しますので、併せてご承認をお願いいたします。

第１号議案及び第２号議案が承認されますと取締役は４名（うち社外取締役１名）及び監査役３名となります。

Ⅰ．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の意識向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

Ⅱ．新株予約権の要領

1．新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

2．新株予約権の名称　ルーデン・ホールディングス株式会社第10回新株予約権

3．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,000,000株または、割当日までに発行済株式総数が変動した場合には、割当日現在の当社発行済株式総数の10％を上限とする株式数。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

10,000個（ただし、前項(1)に定める株式の数と同様の取り扱い数）を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（に1.03を乗じた金額）とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日から4年を経過した日より6年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の読取説明書をご確認ください。
（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成28年3月16日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft ® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合

(1) 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」 のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

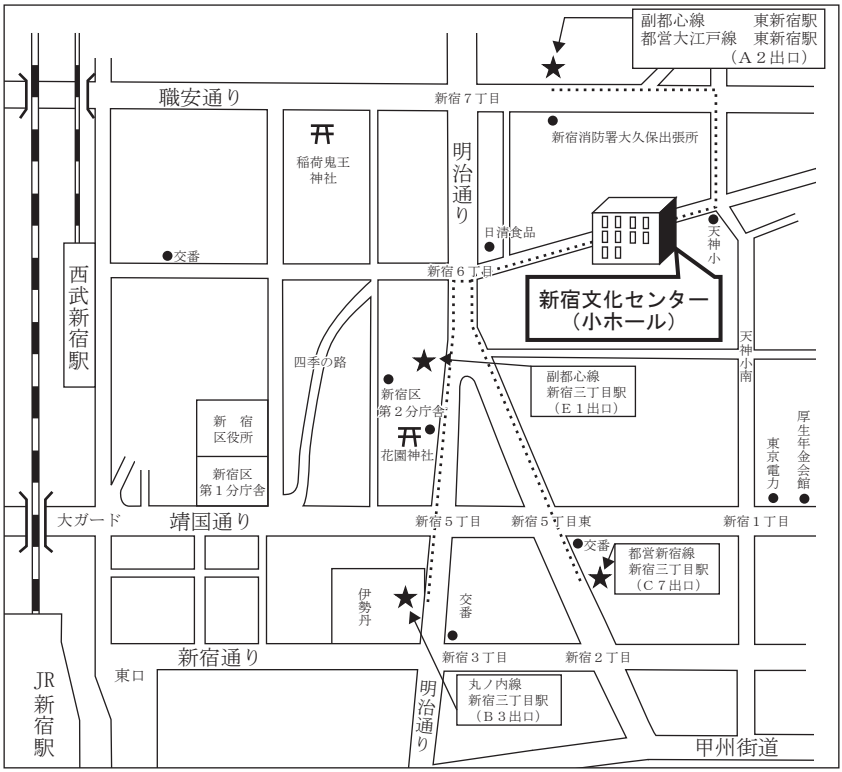
株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部

【ウェブサポート専用ダイヤル】　0120-707-743　（フリーダイヤル）

受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区新宿六丁目14番１号
新宿文化センター小ホール



交通アクセス
・ＪＲ「新宿」駅東口　徒歩15分
・西武新宿線「西武新宿」駅　徒歩15分
・東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅Ｅ１出口　徒歩７分
・都営新宿線「新宿三丁目」駅Ｃ７出口　徒歩９分
・東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅Ｂ３出口　徒歩10分
・都営大江戸線・東京メトロ副都心線「東新宿」駅Ａ２出口　徒歩７分